

指定居宅介護支援事業者による 介護予防支援の指定について(概要)

※詳細については厚生労働省老健局発出の
介護保険最新情報等をご覧ください。

介護予防支援事業者の指定について

・介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援事業者も区の指定を受けて介護予防支援事業を実施できることになりました。

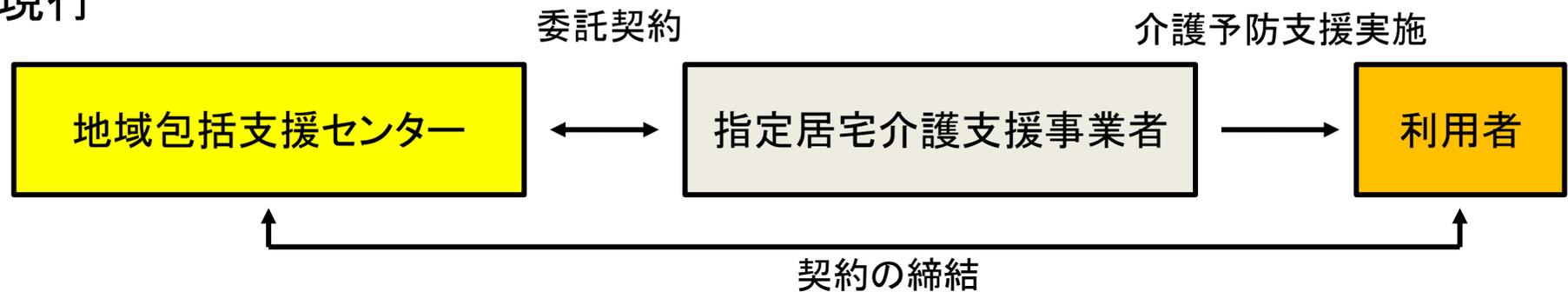
※指定に係る申請書類については、後日ホームページに掲載いたします。

・なお、介護予防支援の指定を受けない場合でも、これまでどおり指定居宅介護支援事業者が地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援を実施することは可能です。

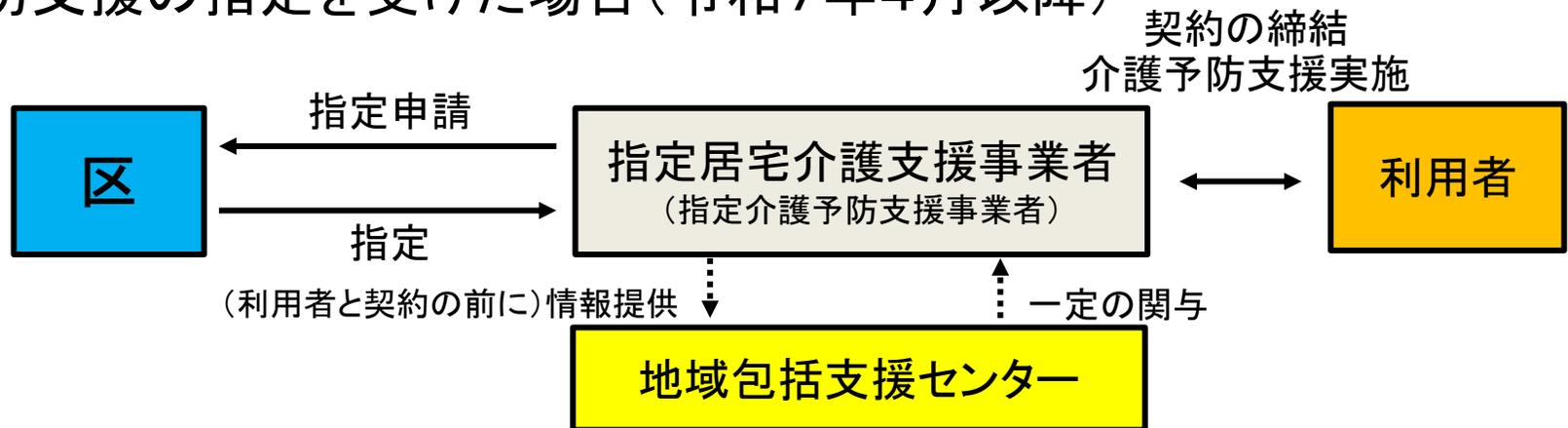
介護予防支援実施のイメージ

※介護予防ケアマネジメントは対象外

・現行



・介護予防支援の指定を受けた場合（令和7年4月以降）



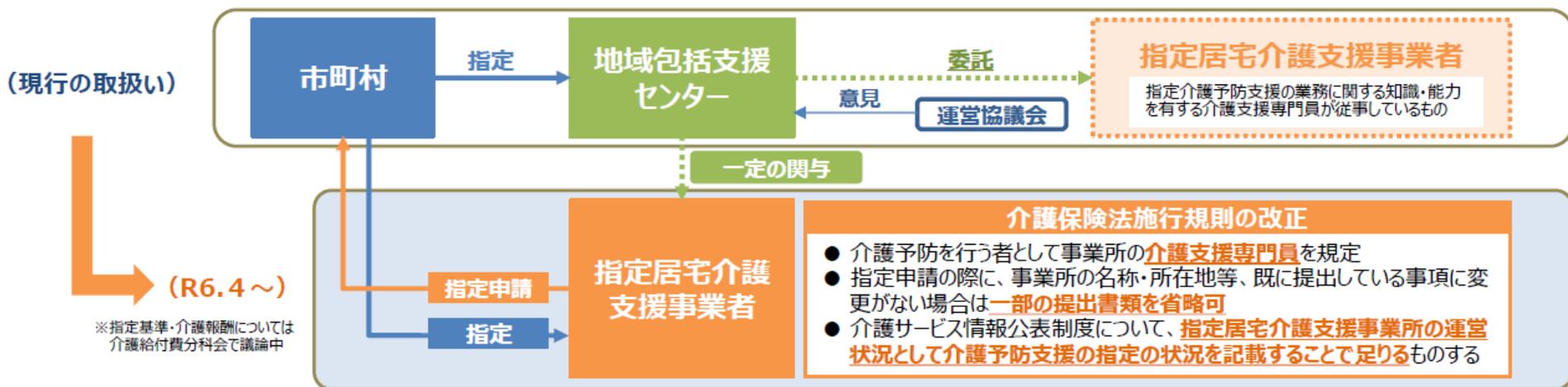
※現行の委託契約による介護予防支援の実施も引き続き可能

介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

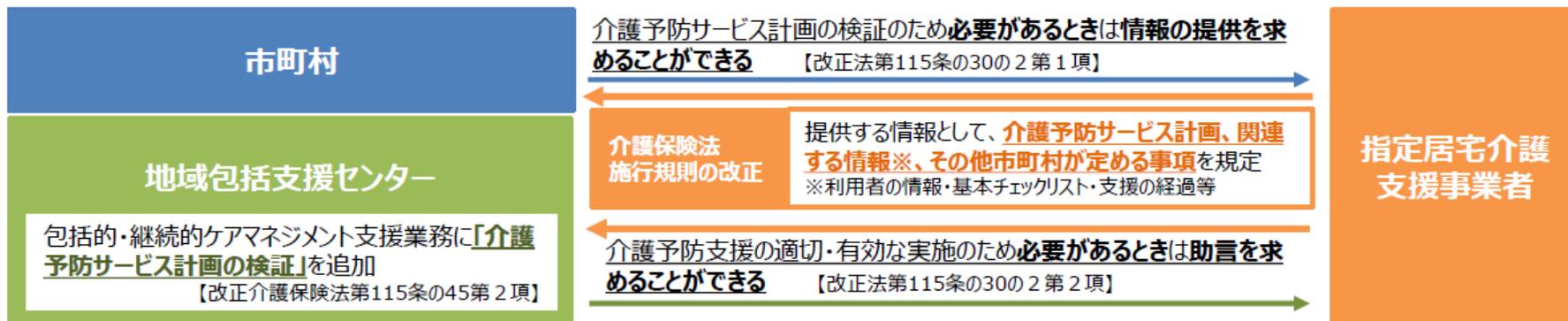
「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、**地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当**である。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



参考

※厚生労働省老健局資料より

居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて行う場合の介護予防支援費単位数

単位数・算定要件等

<現行>

介護予防支援費 438単位
なし

<改定後>

介護予防支援費 (I) 442単位 ※地域包括支援センターのみ

介護予防支援費 (II) 472単位 (新設) ※指定居宅介護支援事業者のみ

なし

▶ 特別地域介護予防支援加算 所定単位数の15%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在

なし

▶ 中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合

なし

▶ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%を加算 (新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定介護予防支援を行った場合

} 介護予防支援費 (II) のみ

介護予防支援事業所の指定申請に係る添付書類一覧

| | 申請書および添付書類 |
|-----|---|
| 申請書 | 指定介護予防支援事業所指定申請書（別紙様式第二号（一）） |
| | 指定介護予防支援事業所の指定に係る記載事項（付表第二号（十二）） |
| 1 | 申請者の登記事項証明書又は条例等 |
| 2 | 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（居-参考様式1） |
| | 管理者の主任介護支援専門員研修修了証（経過措置期間中は介護支援専門員証）の写し |
| 3 | 事業所の平面図（標準様式3） |
| | 外観及び内部の様子がわかる写真（現地訪問ができない場合のみ提出） |
| 4 | 運営規程・料金表 |
| 5 | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（標準様式5） |
| 6 | 関係区市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体との連携の内容（居-参考様式4） |
| 7 | 介護保険法第115条の2第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書（標準様式6） |
| 8 | 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（標準様式7） |
| | 介護支援専門員証または主任介護支援専門員研修修了証の写し |
| 9 | 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2） |
| 10 | 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）（別紙1-2-2） |

※指定年月日の2ヵ月前の末日までにご提出ください。

【注意事項】介護予防支援と介護予防ケアマネジメント

要支援者のプランには、予防給付を含んだ「介護予防支援」と、介護予防・日常生活支援総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」があります。今回新たに指定介護予防支援事業者として行うことができるのは「**介護予防支援**」のみで、「**介護予防ケアマネジメント**」は実施できません。

「介護予防ケアマネジメント」を実施する場合は従来どおり地域包括支援センターからの委託が必要となります。

このため、指定介護予防支援事業者として要支援者のプラン作成を担当していても、予防給付の利用がない月が生じた場合、当該月はプランが「介護予防支援」から「介護予防ケアマネジメント」へ変更になるとともに、地域包括支援センターが担当となります。

この場合、地域包括支援センター・利用者間の契約、地域包括支援センターからの委託契約、「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出等が必要になるため、変更の可能性がある場合は、早急に管轄の地域包括支援センターに連絡のうえ、調整してください。

例：利用者（要支援1又は2）について、A指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者（地域包括支援センターからの委託ではなく直接契約）として担当しているケース

| 利用月 | 利用したサービス | プラン | 区へ必要な届出 | 届出書提出先 |
|-----|---------------------------|------------------|--|-----------------|
| 5月 | ・総合事業(通所型サービス) ・福祉用具貸与 | 介護予防支援 | 介護予防サービス 計画作成・介護予 防ケアマネジメント 依頼(変更)届出書 | 介護保険課 給付担当 |
| 6月 | ・総合事業(通所型サービス) | 介護予防 ケアマネジメント | | 高齢福祉課 介護予防担当 |
| 7月 | ・総合事業(通所型サービス) ・福祉用具貸与 | 介護予防支援 | | 介護保険課 給付担当 |

上記の場合において、5月・7月はA事業所が指定介護予防支援事業者として担当ですが、6月は介護予防ケアマネジメントとなるため、地域包括支援センターが担当となります。

また、それぞれの月において「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の提出及び利用者との契約等が必要となります。

※5月・7月…A事業所が担当となり「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を台東区役所介護保険課給付担当に提出

6月……………地域包括支援センターが担当となり「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」を台東区役所高齢福祉課介護予防担当に提出

指定更新時に指定有効期限を合わせる場合の取扱いについて

介護保険サービス事業者の指定については、6年ごとに更新が必要となります。

すでに居宅介護支援の指定を受けている事業者が介護予防支援の指定を受ける場合、居宅介護支援とは指定の有効期間が異なる場合があります。この場合、それぞれの指定の有効期間満了日ごとに更新申請が必要となります。

本区では、同一事業所で居宅介護支援及び介護予防支援の指定を受け、それぞれの指定有効期限が異なっている場合、同時に指定更新申請を行うことで、更新後の指定有効期限を合わせることができることとします。

なお、この取扱いは必須ではありません。有効期限を合わせない場合は、居宅介護支援、介護予防支援それぞれで指定更新申請の手続きを行ってください。

例：同時に指定更新申請をする場合

| | R7.8.1 | R8.8.1 | R9.8.1 | R10.8.1 | R11.8.1 | R12.8.1 | R13.8.1 | (中略) | R19.8.1 |
|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|------|---------|
| 居宅介護支援 | 指定 | → | | | | | 更新 | → | 更新 |
| 介護予防支援 | | 指定 | → | | | | 更新 | → | 更新 |

- ・先に指定を受けている居宅介護支援に合わせ、介護予防支援は有効期限満了を待たずに更新
- ・次回以降、6年ごとに同時に更新

問い合わせ

- 介護予防支援の制度全般に関すること

高齢福祉課 介護予防担当 TEL03-5246-1295

- 指定申請や変更届に関すること

介護保険課 事業者担当 TEL03-5246-1243